

## これまでの試行状況からみた出来高部分払方式の 実施上の課題・改善策に関する考察

国土交通省国土技術政策総合研究所  
国土交通省国土技術政策総合研究所  
国土交通省国土技術政策総合研究所

○溝口 宏樹\*  
齋藤 守\*  
谷口 拓也\*

By Hiroki MIZOGUCHI, Mamoru SAITOU, Takuya TANIGUCHI

我が国の公共工事における出来高部分払方式について、今後の一層効果的・効率的な実施方策の検討に資するため、平成14年度から統一的な実施要領を定め、試行を全国展開している。本稿では、平成14年度試行工事のうち年度末までに工期を迎えた18件の試行工事について、アンケート調査によるフォローアップを行い、実施上の課題を明らかにするとともに、改善策の提案を行った。

【キーワード】出来高部分払、設計変更協議、前払金、建設契約

### 1. はじめに

国土交通省では、我が国の公共工事の工事代金の支払や設計変更協議に関する課題を踏まえ、平成13年3月から2件の工事で、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を行う「出来高部分払方式」の初めての試行を開始した。この第一次試行工事の約1年間にわたるモニタリング、諸外国の実態調査等を通じて、効果の検証及び課題の抽出を行った。これらにより、効果と課題がある程度明らかになったが、2件の工事のみで本方式の全ての評価を下すことは適当ではなく、また、一層効果的かつ効率的な実施に向けて、試行結果を次の実施方法にフィードバックしていくことが重要である。このため、平成14年8月には、第一次試行等の結果を踏まえて統一的な試行実施要領を定め、工事件数を大幅に増やし試行を全国に展開している。

平成14年度は、63件の工事で試行を行い、このうち、平成14年度末までに工期を迎えた18件の工事を中心に、受発注者双方へのアンケート調査によるフォローアップを行った。本稿は、アンケート調査結果をもとに、試行を通じて得られた実施上の課題に関する考察とその改善策についてとりまとめたものである。

### 2. 平成14年度試行工事フォローアップの概要

平成14年度の試行工事のうち、平成14年度末までに工期を迎え、最終（完成時）アンケートまで回収した18件の工事について、今回、フォローアップ結果をとりまとめた。

このフォローアップ対象の18件の工事の内訳をみると、6ヶ月未満の工期の工事が67%（12件）、分任官工事が94%（17件）であり、工期が短く、規模が小さい工事が多かった。また、工期が短いものが多かったこともあり、部分払を2回以上実施した工事は22%（4件）であった。

### 3. 試行工事アンケート調査結果からみた実施上の課題と改善策に関する考察

出来高部分払方式の実施方法に関する課題をより明確に抽出できるよう、平成14年8月に定めた試行実施要領の項目に沿って、受発注者双方へのアンケート調査を行った。以下に、得られた主な実施上の課題と改善策について述べる。

#### ①『試行工事の対象範囲』

効果があるという意見が多い工事は、工種・工区等の区切りが明確なもの、工期が長いもの、工事金額が大きいものであった。一方、効果が発現しにくいという意見が多い工事は、新規工種の多発するもの、工期が短いもの、工事金額が小さいものであった。

\* 総合技術政策研究センター 建設システム課 029-864-2211

今回フォローアップした 18 件の工事は、工期が短く規模が小さい工事にやや偏っており、今後、効果があるという意見の多い工期が長く規模の大きい工事等を対象として重点的に実施し、出来高部分払方式の効果・課題の検証を深めていくことが重要である。

## ②『部分払の頻度』

部分払の頻度（時期）は工種・工区の区切りがよいとする意見が、発注者側 49%、請負者側 56%と最も多かった。現行の実施要領では、「請負者が毎月出来高に応じて請求可能」、「請負者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求できるものであり、毎月もれなくまた出来高部分の全てを請求することを義務付けるものではない」とされている。すなわち、現行の実施要領は、今回のアンケート調査で適切とする意見が多かった工種・工区の区切りでの請求、毎月の請求のいずれを選択することも請負者にとって可能であり、各種の要請に対応できる仕組みになっているという見方もできよう。ただし、工期が短かったこともあるが、78%の工事で部分払の回数は 1 回のみであった。受発注者とも、どのタイミングで部分払を行ったらいいかという感覚がつかめていない様子もうかがえる。例えば、施工計画書の提出時点など早い段階で、甲乙間で部分払のタイミングについて意見交換しておくことが、新しい方式に慣れるといった意味からも有効と考えられる。より効率的な部分払の請求・検査等を可能にするには、工種・工区といった一定の区切りをいかに適度に設けるかが一つの効率化策である。

## ③『単価合意』

部分払の金額の算定・決定がより円滑にできるよう、契約当初に単価合意を実施することを推奨したが、現状では実施は困難との意見が多く、実施した工事は 18 件中 1 件にとどまった。

しかしながら、発注者側、請負者側とも多くが、単価合意を行ったほうがよいと回答している。特に、請負者側では、100%の人が単価合意を行ったほうがよいと回答しており、部分払の単価や、後に設計変更が生じた際の変更金額の算定が明確になることに対する期待感が現れていると考えられる。我が国の公共工事では、道路関係公団以外でこれまで単価合意を実施してきていないため、合意の方法・手順

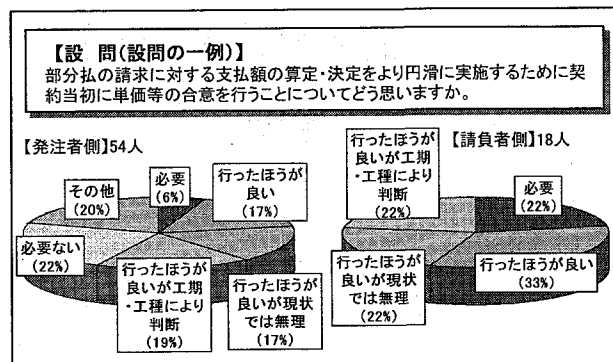


図-1 「単価合意」

等の浸透を図っていくことが必要である。

## ④『前払金』

請負代金額の 40%程度の前払金が必要だとする請負者側の意見は 44%であり、30%程度以下を選択した意見も 41%とほぼ同程度であった。

工事の規模や内容によって、必要とする前払金の程度には差があると考えられることから、さらに多くの試行工事の状況を調査した上で、合理的な前払金の率を検討していく必要がある。

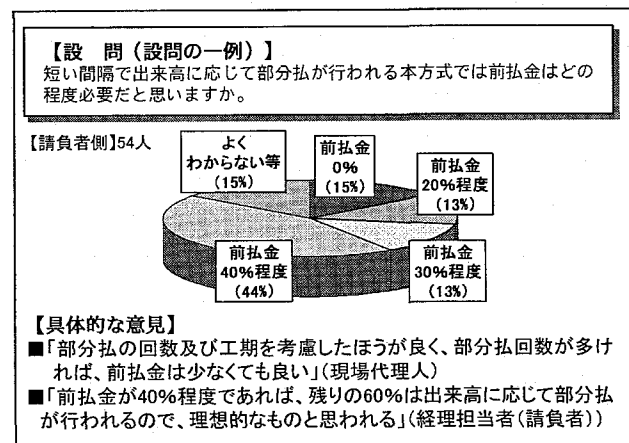


図-2 「前払金」

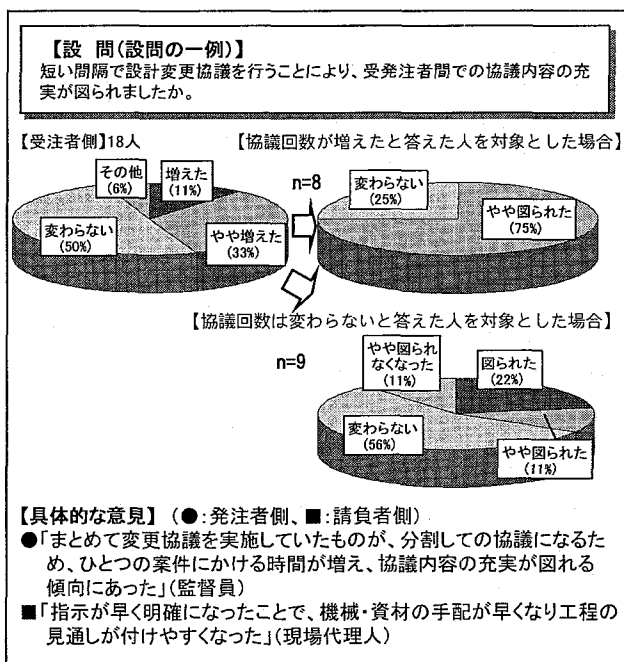
## ⑤『下請業者への支払指導』

「支払請求から支払までの時間が短縮した」、「下請への支払で手形の期間を短くした、現金の割合を高くした」という元請・下請の回答は、それぞれ 10~20%程度であった。これは、実施要領に「下請業者への工事代金を、速やかに現金または短期手形(90 日以内)で支払うよう、発注者は請負者を指導する」としたことを全ての試行工事に徹底できていなかったことが一因と考えられ、徹底が必要であることが課題として明らかとなった。あらゆる下請を含めた工事代金の速やかな流通は本方式の主要な目的の一つであり、受発注者双方への本方式の主旨

の一層の周知・徹底を行う必要がある。

## ⑥『設計変更協議』

設計変更協議のために準備する資料の簡略化については、発注者側・請負者側とも以前と変わらないとする意見が 61%と多く、以前より大変になったという請負者側の意見は 28%あった。一方で、協議内容の充実が図られたという請負者側の意見が 50%あった。特に、協議回数が増えたという 8 件の工事では、従来より協議内容の充実が図られたという意見が 75%を占めた。指示や協議の段階で、その都度契約変更の対象か否かを受発注者間で確認することとした本方式により、協議内容の充実という効果の反面、協議が負担に感じるという意見もあることから、必要以上の準備資料の作成を行わないなどの徹底を図っていく必要がある。

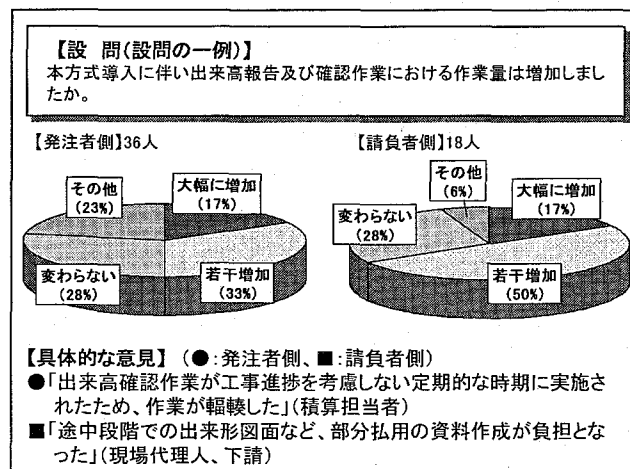


図－3「設計変更協議」

## ⑦『出来高報告及び確認の作業量』

出来高報告資料の作成や確認といった段階での作業量が増加したという回答は、発注者側(監督員等) 50%、請負者側 67%であった。具体的な意見をみると、工種の途中段階での出来高に関する資料作成に関する負担などが挙げられている。この段階での主な業務効率化策として3点提案する。1点目は、仮設工など一式計上の工種、品質確認まで時間がかかる工種、数量増減や単価増減があった工種等について、判断が円滑にできるよう、出来高の取扱

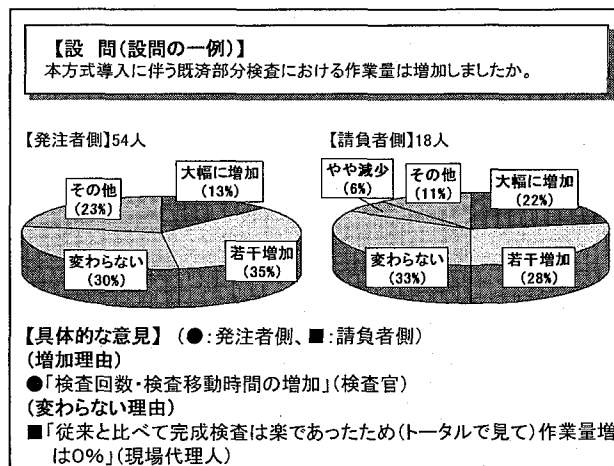
に関する要領を作成し取扱の効率化を図ることである。2点目は、請負者は検査官等への印象を懸念し資料の体裁を重視してしまうという傾向もあり、出来高報告の資料については、日常管理で作成する資料の有効利用を推進することである。3点目は、予め支払対象とする出来高を設定(目標値)しておき、その出来高を超えたと判断した段階で目標値分の出来高を支払う「マイルストーン方式」の採用など、出来高の確認・算定が容易な方法を立案・採用することである。



図－4「出来高報告及び確認の作業量」

## ⑧『既済部分検査の作業量』

部分払回数に応じた検査回数の増加や受検準備作業の増加など、既済部分検査を実施する段階での作業量が増加したという回答が、発注者側(検査官等) 48%、請負者側 50%であった。前述のように、工種・工区といった一定の区切りを適度に設け検査を行いやすくするという視点、検査の方法・内容自体を効率的にするという視点の両面で、効率化の方



図－5「既済部分検査の作業量」

策を検討することが必要である。特に後者に関しては、現実実施要領において、既済部分検査では出来高を重点的に検査し品質等については簡素化することとしているが、今後さらに、工種等の特性に応じてメリハリのある重点的な検査が可能になるよう、既済部分検査要領の策定が必要と考えられる。一方、作業量は変わらなかったという回答が、発注者側・受注者側とも約 30%ある。請負者側には、「従来と比べて完成検査は楽であったため（トータルで見ても）作業量増は 0%」という意見も複数あり、作業が工期中で平準化され効率化が図られている側面があるといえる。

#### ⑨『支払事務の作業量』

発注者側では、78%が支払事務に関する作業量が増加したと回答しており、部分払 1 回あたりの作業時間は 30 分～2 時間とのことであった。請負者側では、「増加した」、「あまり負担に感じない」という回答がほぼ同程度であったが、部分払回数が多い工事では「あまり負担に感じない」とする回答が多い傾向にあった。回数を重ね実施方法を習熟していくことにより、事務が効率的に進められる面もあるようである。特に、発注者側の支払事務の効率化の検討が必要である。

#### 4. おわりに

今回行ったアンケートの結果は、18 件の試行工事に関するものであり、さらにデータの蓄積が必要である。今後、出来高部分払方式の検証を深め、効果的・効率的な実施方法を見出していくためには、

特に、工期が長く部分払の頻度が多い工事、規模の

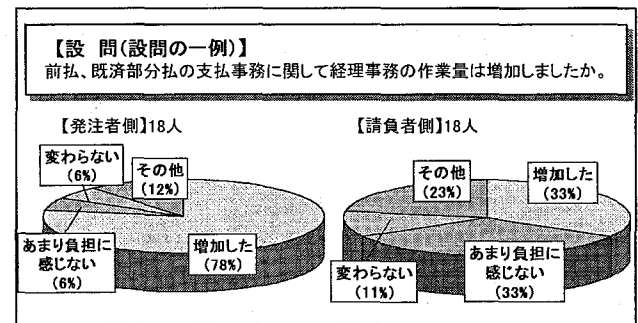


図-6 「支払事務の作業量」

大きい工事等について重点的に実施するほか、合理的な前払金の率の検証、効率的な検査方法の一層の具体化を進めていくことが必要である。また、これまでのところ、試行工事の主旨が必ずしも現場で十分理解されていなかった事例が多々みられたため、受発注者双方への出来高部分払方式の主旨の一層の周知・徹底を行う必要がある。

机上の議論だけでなく、実際の現場での試行を通じて、実証的に効果や課題を明確にし、その改善を通じてより効果的・効率的な方法を見出していくことが極めて重要である。そして、これらの検証結果等をもとに、我が国の公共工事への出来高部分払方式の本格導入に関する各方面からの活発な議論を期待したい。

#### 【参考文献】

定期－設計変更協議・部分払方式実施研究会：出来高部分払方式検討報告書、2002

[<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/dd/index.htm>]

## Consideration of Practical Problems and Improvement Plans to Progress Payment Issued during Trial Application to Projects

By Hiroki MIZOGUCHI, Mamoru SAITOU, Takuya TANIGUCHI

Trial projects are being executed across the country of Japan in accordance with the uniformed implementation procedure of progress payment formulated in fiscal 2002, in order to study further efficient and effective payment system for Japanese public construction works. This paper describes practical problems and proposes improvement plans issued by questionnaire survey to 18 trial projects in fiscal 2002 which have been completed before end of the year.